

令和 7 年度

# 定期監査結果報告書

高砂市監査委員



## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の期日及び監査の対象

期 日	監 査 の 対 象
令和8年2月2日	福祉部 (人権福祉室) 地域福祉課、人権推進課 (生活福祉室) 障がい福祉課、生活福祉課
	議会事務局 総務課、議事課
	監査委員・公平委員会事務局
	農業委員会事務局 生活環境部 (環境経済室) 環境政策課、産業振興課 エコクリーンピアはりま
令和8年2月3日	施設：(健康子ども部) 荒井子ども園、阿弥陀子ども園
	消防本部 総務課、予防課、消防課
令和8年2月6日	都市創造部 (土木建設室) 土木総務課、道路公園課 (都市住宅室) 都市政策課、建築住宅課
	健康子ども部 (健康文化室) 健康増進課、文化スポーツ課 (子育て支援室) 子育て支援課、幼児保育課、子ども窓口課

## 第3 監査の範囲

令和7年度における財務に関する事務の執行、所管の事務の執行等について監査を実施した。なお、健康子ども部においては、所管する施設の監査を行った。

## 第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理、施設管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行等が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

監査対象となった部局室に対し監査資料(令和7年11月30日現在)の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、必要に応じ関係書類の検査を行った。

また、健康こども部の所管施設については現地に赴き、園長等から説明を受け施設管理事項等について質疑及び必要に応じ関係書類の検査を行い、施設等の現場確認を行った。

## 第5 監査の結果

監査対象となった部局室別の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指示したところである。

監査の結果、一部において検討、改善すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。今後とも事務の執行に当たっては、市の財政が厳しい局面を迎えることを職員一人ひとりが認識し、今まで以上に強いコスト意識を持って対応されたい。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

### 【健康こども部】

#### (健康文化室)

##### [健康増進課]

おおむね適正に処理されていた。

##### [文化スポーツ課]

おおむね適正に処理されていた。

なお、高砂市民病院の移転建替えについて、現在の文化会館を解体撤去し、その跡地に新病院を建設することとなった。これに伴い、文化会館についても移転建替えを行う方針となっている。今後、高砂市の財政状況がますます厳しくなっていく中での建替え方針であり、その影響は多大である。あらゆる財源・事業手法を模索し、財源の裏付けを確実なものとしていただきたい。

#### (子育て支援室)

##### [子育て支援課]

おおむね適正に処理されていた。

##### [幼児保育課]

おおむね適正に処理されていた。

なお、今回の定期監査で公立認定こども園のうち2園について監査を行ったところ、消防本部に届け出た消防計画のうち、半期ごとに行う自主点検が適切に行われていないことが確認された。消火、通報、避難及び防犯等の訓練については、適切な実施及びその結果に基づく適時の改善がなされていること並びに保育教諭の本来業務は児童等の教育及び保育であることに鑑みると、日々の業務に追われる中児童等

の安全を第一に考えられ、十分な措置をされていることに感謝すべきではあるが、保育教諭の業務には児童等の園における安全確保も含まれると考える。半期ごとに自主点検を行うと自ら取り決め、その計画を消防本部に届け出た以上計画通りに点検を行うべきである。同様の事案が他の園で発生していないかについて確認するとともに、適切かつ妥当な自主点検の方法や報告手順について改めて各園と協議されたい。

[こども窓口課]

おおむね適正に処理されていた。

[荒井こども園]

消防自主点検の実施状況と報告手順について確認したところ、消防計画に定められた、点検担当者である副園長から防火管理者である園長への報告が適切に行われていないことが判明した。今一度適切かつ妥当な自主点検の方法や報告手順について考慮し、必要であれば計画改定の上、適切に対処されたい。

[阿弥陀こども園]

消防自主点検の実施状況と報告手順について確認したところ、消防計画に定められた、点検担当者である副園長から防火管理者である園長への報告が適切に行われていないことが判明した。今一度適切かつ妥当な自主点検の方法や報告手順について考慮し、必要であれば計画改定の上適切に対処されたい。

【福祉部】

(人権福祉室)

[地域福祉課]

高齢者日常生活用具給付費の内容及び申請・交付手続きについて確認したところ、手続きや事務の流れが複雑でわかりにくく、また給付内容も特定の物品に集中している状態となっていた。この制度は開始から約30年が経過しているとのことだが、事務処理方法についてほとんど見直しが行われておらず、給付内容についても対象者のニーズに応じたものとなっているのか、疑問を抱くところがある。事務処理方法の見直しにより業務改善を行うとともに、今の時代に即した制度となるよう、給付内容の見直しについてもご検討いただきたい。

[人権推進課]

おおむね適正に処理されていた。

(生活福祉室)

[障がい福祉課]

おおむね適正に処理されていた。

[生活福祉課]

おおむね適正に処理されていた。

【生活環境部】

(環境経済室)

[環境政策課]

おおむね適正に処理されていた。

[産業振興課]

労働者福祉対策事業補助金の金額については、高砂市各種事業等補助金交付規則の規定に関わらず「市長が認めた額」となっているが、その交付決定プロセスにおける市長決裁の必要性が曖昧なものとなっている。金額も含めた補助金交付決定に係る市長決裁のあり方について、高砂市各種事業等補助金交付規則の内容をふまえて部内で検討し、整理していただきたい。

(エコクリーンピアはりま)

おおむね適正に処理されていた。

【都市創造部】

(土木建設室)

[土木総務課]

おおむね適正に処理されていた。

[道路公園課]

おおむね適正に処理されていた。

(都市住宅室)

[都市政策課]

おおむね適正に処理されていた。

[建築住宅課]

おおむね適正に処理されていた。

【消防本部】

(全般)

救急自動車の購入について、今年度新たに災害対応特殊救急自動車の購入を行い、消防本部の救急自動車保有台数は5台となった。これにより、消防庁が示す「消防力の整備指針」における基準を充足しつつ、市内の救急出動に柔軟に対応できる体制となっている。

消防本部所有の緊急車両の中には、購入時期が古く使用年数が長期となっているものも散見される。市の財政状況を考慮しつつ計画的な更新を行い、消防本部の業務に支障をきたすことが無いように整備をされたい。

[総務課]

おおむね適正に処理されていた。

[予防課]

おおむね適正に処理されていた。

[消防課]

おおむね適正に処理されていた。

【議会事務局】

[総務課]

おおむね適正に処理されていた。

[議事課]

おおむね適正に処理されていた。

【監査委員・公平委員会事務局】

おおむね適正に処理されていた。

【農業委員会事務局】

おおむね適正に処理されていた。

## 【共通事項】

従前より指摘している職員の時間外勤務については、部内、課内での業務の見直しや平準化により時間外勤務時間数が減少していることが確認できた。一部の部署又は業務において、特定の課・係や特定の職員にやむを得ず業務が集中しているところも見受けられたが、全体的に改善傾向となっていることが伺えた。引続き時間外勤務の抑制に努めていただき、効率的な事務執行と職員の健康管理に留意するようお願いする。

今回の定期監査において、「事業のスクラップ&ビルドとその考え方」について少し触れさせていただいた。例年指摘していることではあるが、高砂市においては同じような事業を毎年行う一方で、既存の事業が廃止できないまま新規事業が次々と立ち上がっており、財政的な負担や職員への負担がじわじわと膨れ上がっている状態である。そのため思い切った新規事業もできず、結果として事業の小粒化が進み、政策的な効果や事業の成果が乏しいものになっているのではないかと考える。

地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。今一度この視点に立ち返り、事業実施の意味や目的、その効果や成果、効率性や費用対効果、といった点を十分検証して既存事業の見直しを行い、そのうえで新規事業の立ち上げを実施する、ということをお願いしたい。